

令和7年度由布市A Iドリル貸借借仕様書

1. 概要

G I G Aスクール構想によるI C T環境を有効活用し、一人一人の理解度や習熟度に応じた個別最適な学びを実現するため、A Iドリル使用に係る貸借借契約を締結する。

2. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 使用場所

由布市立小学校（10校）及び各家庭等

（小学校在籍児童約1,760人）

※転出入により、児童数の増減が生じることもある。

4. 内容

(1) 利用イメージ

ア 児童が、学校や家庭で1人1台タブレット端末を使用して、個別に最適化された学習を行う。

イ 既習学年の問題等も利用でき、個々のつまずきを支援する。

ウ 個々の学習へのモチベーションを上げる仕組みがあり、学習の習慣化を支援する。

(2) 要件

ア 小学校の普通教室の端末は、iPadを活用した授業で使用することを主目的として想定している。ただし、教職員用端末（WindowsOS）での使用等も想定されるため、iOS及びWindowsOSに対応するシステムであること。

イ システム導入時の初期設定やアプリのバージョンアップ、年度末・年度初めの更新において、現場での作業が必要になる場合には早急に対応すること。

ウ 本市のネットワーク環境は、令和6年3月現在、ベストエフォートを含む上り最大1Gbps、下り最大1Gbpsとなっているため、このようなネットワーク環境で円滑に稼働するA Iドリルを提案すること。

(3) ドリル機能について

ア 学習指導要領に準拠した問題が収録され、本市の小学校で採用している教科書に対応した問題の検索ができること。

イ 教科書採択の変更があった場合や学習指導要領の改訂時に新たな学習内容の追加がある場合は、その対応ができること。

ウ 小学校について5教科（国語・社会・算数・理科・英語）の問題が収録されていること。

エ 児童が取り組む問題は、多肢選択問題を含め、多様な回答方式を備えていること。

オ 学校及び自宅などからインターネットを介してアクセスし、同じ教材で学習できるドリル教材であること。また、インターネットに接続できなくても学習できるドリル教材であること。

- カ 児童1人ひとりがアカウントを取得し自動正誤判定の後、学習履歴が自動的に保存されること。
- キ 正誤判定後、全ての問題に対して、解答例が表示されること。
- ク 動画コンテンツ等による解説機能を有すること。
- ケ 各学年の単元から、系統立てて既習学年や単元の問題を復習できること。
- コ 児童の誤答の内容をAIなどを活用して分析し、児童が理解できていない単元に自動的に遡って出題する機能を有すること。また、取り組み途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。

(4) 学習履歴管理について

- ア 学年・クラス・個人単位、または問題単位から、学習結果（正解・不正解など）・学習回数などの情報がそれぞれ確認できること。
- イ 教員が児童の取り組む状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に活かすことができる仕組みを有すること。
- ウ 教育委員会または各学校のアカウントを発行し、各学校の利用状況・学習結果が確認できること。
- エ 児童の学習成果物（取り組んだ問題、取り組んだ数など）は、児童別に一元的に整理され、普段の指導や学期を通じた評価等に活用できること。
- オ 教職員が、児童の学習成果物を評価等に活用できる画面を有すること。または、CSV ファイル等をダウンロードする機能を有すること。

(5) 児童に配慮した機能について

- ア 文字の大きさや行間、文字間を変更できること。
- イ 児童と教員がメッセージのやり取りをすることができるコミュニケーション機能を搭載していること。

(6) サポートについて

- ア 導入に際し、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後にも、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メール又は電話）があること。
- イ 教員向けのサポートサイトがWeb上で設置されていること。
- ウ システム更新やシステム障害等において、学習への影響が最小限になるよう、業務の遂行に十分な人員体制を確保すること。

(7) セキュリティについて

学習支援ドリルに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、発注者が規定する関連法規及び本市条例を遵守し、適切に実施すること。

5. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ、誠意をもって対応する。
- (2) 発注者が貸与または用意するものを除き、必要なものについては受注者が用意すること。